

保護者 各位

石川県立金沢西高等学校  
校長 佐藤昌宏

## 令和6年度奨学生募集のご案内について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のことと存じます。平素は本校の教育諸活動にご支援とご協力を賜り有難うございます。

さて、奨学生の新規募集及び継続の手続きにつきまして、下記の通り連絡いたします。正式な申請手続きに関しては、関係機関から今年度の募集要項が揃い次第、学校HPや、お子様を通じてご案内いたします。

### 記

#### 1 奨学資金の目的について

品行方正、身体強健で勉学意欲旺盛でありながら、経済的理由により就学が困難な者に学資を貸与または給与して、教育の機会を保障する。

#### 2 高校生を対象とする主な奨学金について

- ・金沢市育英会（1年毎に継続手続きが必要になります）

募集期間：～4月下旬

募集条件：保護者が金沢市内に現に居住していること。

学力が優れ、生活態度がよく、健康上就学に支障がなく、奨学金を給付するにふさわしい人物であること。学資の支弁が困難であること。他の育英資金・奨学資金の貸付又は給付を受けていないこと。（ただし、石川県教育費負担軽減奨学金を除く）

奨学金の額：月額10,000円を給与

推薦予定者数：新規募集4名以内及び継続者

手続きには源泉徴収票・確定申告等の所得を証明する書類が必要です。

\*能登半島地震で被災された方について採用要件を免除した特例措置を実施します。応募資格をご確認ください。

#### ・石川県育英資金（畠山育英資金を含む）

募集期間：～4月下旬

募集条件：保護者が石川県内に現に居住していること。

勉学意欲がありかつ、学資の支弁が困難であること。

日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていない者であること。

奨学金の額：月額18,000円を貸与（畠山育英資金は月額8,000円を給与）

推薦予定者数：新規募集5名程度

保護者の収入、家族構成、学業成績等により選考されます。

手続きには住民票、源泉徴収票・確定申告等の所得を証明する書類等が必要です。

#### 3 高校卒業後の奨学金（3年生向け）

##### ・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（大学等進学後の予約奨学金）

募集期間：～5月中旬 ※申し込み期間は全3回（5月、6月、7月）本校では5月に行う予定  
募集条件：学力基準・家計基準により選考する。

奨学金の種別：第一種奨学金（無利子） 第二種奨学金（有利子） 給付型奨学金

大学等進学後に奨学金の貸与を希望する人を対象とした予約募集制度です。生徒向けの説明会を5月上旬に開く予定です。保護者の収入、家族構成、高校での学業成績等により選考されます。手続きにはマイナンバーが必要になります。

#### 4 その他・・・あしなが育英会やかほく市奨学金などがあります。

#### 5 問い合せ先 石川県立金沢西高等学校内 総務課奨学金担当 TEL 076(268)4321



# 奨学金のご案内

石川県では、勉学意欲がある生徒を支援するため、高校奨学金の貸与・給与を行っております。

## 貸与・給与月額

区分	種類	国公立高校		私立高校	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
貸与型（無利子）	石川県育英資金	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円
給与型	富山育英資金	8,000円			
	商業育英資金	8,000円			

## ◆石川県育英資金の貸与を受けることができる人◆（成績要件なし）

- 保護者等が県内に現に居住している など
- 貸与を受けるための父母双方の年収合計の上限額（おおむね次の表のとおり）

世帯人員	世帯構成	年収の上限額
3人	父親、母親、本人	890万円程度
4人	父親、母親、本人、弟妹1人（中学生）	960万円程度
5人	父親、母親、祖父（母）、本人、弟妹1人（中学生）	1,010万円程度
6人	父親、母親、祖父、祖母、本人、弟妹1人（中学生）	1,050万円程度

注) 表の「年収の上限額」は、あくまでも目安で、世帯の構成・事情により異なります。

## ◆富山育英資金の給与を受けることができる人◆（成績要件あり）

- 県内に現に居住する高等学校生徒であって、学業成績が優秀で、かつ、学資の支弁が困難な者

## ◆商業育英資金の給与を受けることができる人◆（成績要件あり）

- 下記の学校（学科）に在学する生徒であって、学業成績が優秀で、かつ、学資の支弁が困難な者  
※対象となる学校（学科）

### ◎ Aグループ

- 大聖寺実業高等学校（情報ビジネス科）
- 金沢商業高等学校（総合情報ビジネス科）
- 小松商業高等学校（総合情報ビジネス科）

### ◎ Bグループ

- 寺井高等学校（総合学科）
- 志賀高等学校（普通科ビジネス・福祉コース）
- 能登高等学校（地域産業科）
- 飯田高等学校（普通科ビジネスコース）
- 金沢北陵高等学校（総合学科）
- 七尾東雲高等学校（総合学科）
- 輪島高等学校（普通科ビジネスコース）

※ Aグループの学校にあっては、全学年が申請可能です。

Bグループの学校にあっては、商業科目の単位を25単位以上履修することが確定した学年から申請可能です。

**奨学金を希望される方は、担任の先生にお申し出ください。**

- 申請される方は、在学する学校の指定する期限までに、願書等を提出してください。郵送・メール等による提出については学校にお問い合わせください。
- 県が各学校から募集する期間は4月10日（水）～5月15日（水）です。
- 直接県に提出されても受理できません。

### [問い合わせ先]

〒920-8575 金沢市鞍月1-1 石川県教育委員会事務局 庶務課学校経営グループ  
TEL 076-225-1816（直通）  
(URL) [https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/ikuei/taiyo\\_kyufu.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/ikuei/taiyo_kyufu.html)



石川県HP



# 令和6年度 金沢市育英会奨学生募集要項 【学業部門】

## 1. 趣 旨

金沢市育英会奨学資金は、高等学校に在学する生徒及び特別支援学校の高等部に在学する生徒で令和6年4月2日において20歳未満の者のうち学業が優れ、生活態度が良く、健康上就学に支障がないが、経済的理由のため就学困難な生徒に対し学資を支給することにより、有為の人材を養成して社会の福祉に寄与することを目的としています。

## 2. 新規採用予定人数

生徒45名程度  
(審査により採用候補者を決定します。)

## 3. 奨学金の予定額

月額10,000円(給付型の奨学金です。返済の必要はありません。)

## 4. 給付の期間

令和6年4月から高等学校の最短修業年限の最終月までとします。(ただし、資格要件に該当しなくなった場合は、この限りではありません。)

## 5. 募集の時期及び手続き

必要書類を各学校の指定する期限までに提出してください。なお、直接市に提出されても受理いたしませんのでご注意ください。

\* 市が各学校から募集する期間

令和6年4月10日(水)～令和6年5月15日(水)

## 6. 応募資格

- (1) 保護者が金沢市内に現に居住していること。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する生徒で令和6年4月2日において20歳未満の者のうち、学業が優れ、生活態度がよく、健康上就学に支障がなく、奨学するにふさわしい者であること。
- (3) 学力基準は、申込時における前年の高等学校の学習成績(高等学校における学習成績が未評定である場合は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の最終学年の学習成績)が5段階評定で平均3.0以上であること。

特別支援学校の生徒については、前年度の各教科等の学習の達成度を各生徒ごとに絶対評価で5段階評定し、平均3.0以上であること。

- (4) 学資の支弁が困難であること。

※奨学生の選考にあたり、所得制限基準を設けています。制限額については、別表「令和6年度金沢市育英会奨学生所得制限額表」のとおりです。

- (5) 県育英会資金貸与条例による育英資金、その他の育英資金・奨学資金等の貸付又は給付をうけていない者であること。ただし、「石川県教育費負担軽減奨学金」は、その他の育英資金・奨学資金に該当しないものとする。

(特別支援教育就学奨励費も、その他の育英資金・奨学資金に該当しない。)

## 7. 応募に必要な書類及び記入について

願書等は事実関係を具体的に、かつ、詳細に記入してください。

### (1) 応募に必要な書類

◎印は必ず提出するもの

種類		新規奨学生	既奨学生
①奨学生願書	(様式1:応募者記載)	○	—
②奨学生推薦調書	(様式2:推薦校記載)	○	—
③税調査同意書	(様式3:応募者記載)	○	○
④令和5年1月～令和5年12月までの所得が確認できるもの	(下記(2)の①参照)	○	○
⑤継続申請者届出書	(様式4:推薦校記載)	—	○

【注意事項】奨学生の選考にあたり、税調査同意書をもって世帯全員の所得を確認させていただいております。未申告の方は申告が必要となります（無収入の場合含む）。申告手続きにつきましては、市民税課（電話220-2161）までお問い合わせください。

※奨学生願書につきましては、応募者本人（生徒）が記載してください。

### (2) 提出上の注意および添付書類

①奨学生願書「家族・職業・年収・年金等」欄の記入、所得等に関する証明書について

- ・生計を一にする家族で収入のある方すべての2023年中（令和5年1月～令和5年12月まで）における所得を記入し、次のいずれかの書類を添付してください。

※書類は必ず2023年中の所得が分かるものが必要です。

令和5年度（令和4年中）所得証明書では受付できませんのでご注意ください。

給与所得者・・・給与所得源泉徴収票（写）

自営業者等・・・所得税確定申告書控（写）、又は市民税確定申告書控（写）

年金受給者・・・公的年金等源泉徴収票（写）

生活保護受給者・・・生活保護受給証明書

- ・年収額はすべて税込金額を記入してください。

### ②継続申請者リストの記入について

- ・既奨学生の継続受給の意思を確認し、記入してください。

### ③その他、「奨学生推薦調書」の記載上の注意欄を参照してください。

## 8. 採用決定について

奨学生願書、奨学生推薦調書、所得等に関する書類などを基にして金沢市育英会理事会に諮り、採否は7月上旬頃に所属校長を通じて通知します。

## 9. その他

資金の関係で採用に限度があるため、資格要件に該当しても必ずしも採用とならないことがありますのでご了承ください。その場合、出願回数に限度はありませんから翌年度再出願してください。

また、年度末に奨学資金を受給しての感想文を提出していただきます。

\* \* \* お問い合わせ \* \* \*

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市こども未来局子育て支援課内 金沢市育英会事務局 TEL220-2285

# 令和6年度 金沢市育英会奨学生募集要項 【文化・スポーツ活動部門】

## 1. 趣旨

高等学校に在学する生徒及び特別支援学校の高等部に在学する生徒で令和6年4月2日において20歳未満の者のうち文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度が良く、健康上就学に支障がないが、経済的理由のため就学困難な生徒に対し学資を支給することにより、有為の人材を養成して社会の福祉に寄与することを目的としています。

## 2. 新規採用予定人数

生徒50名程度

(審査により採用候補者を決定します。)

この奨学金は、金沢マラソンのチャリティーランナーからいただいた寄附金を財源としているため、採用人数に大幅な変更がある場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 3. 奨学金の予定額

月額10,000円（給付型の奨学金です。返済の必要はありません。）

## 4. 給付の期間

令和6年4月から高等学校の最短修業年限の最終月までとします。（ただし、資格要件に該当しなくなった場合は、この限りではありません。）

## 5. 募集の時期及び手続き

必要書類を各学校の指定する期限までに学校へ提出してください。なお、直接市に提出されても受理いたしませんのでご注意ください。

\* 市が各学校から募集する期間

令和6年4月10日（水）～令和6年5月15日（水）

## 6. 応募資格

（1）保護者が金沢市内に現に居住していること。

（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校に在学する生徒で令和6年4月2日において20歳未満の者のうち、文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度がよく、健康上就学に支障がないが、経済的理由のため就学困難な生徒に対し学資を支給することにより、有為の人材を養成して社会の福祉に寄与することを目的としています。

※文化・スポーツ活動とは、部活動・同好会、生徒会活動及びボランティア活動など、学校が活動内容を把握し、推薦できるものを対象とする。

※学力基準（成績要件）はありません。

（3）学資の支弁が困難であること。

※奨学生の選考にあたり、所得制限基準を設けています。制限額については、別表「令和6年度金沢市育英会奨学生所得制限額表」のとおりです。

（4）県育英会資金貸与条例による育英資金、その他の育英資金・奨学資金等の貸付又は給付をうけていない者及び特待生など他により学資金の補助を受けていない者であること。ただし、「石川県教育費負担軽減奨学金」は、その他の育英資金・奨学資金に該当しないものとする。

（特別支援教育就学奨励費も、その他の育英資金・奨学資金に該当しない。）

(5) 別途募集している学業部門に応募している方でも、文化・スポーツ活動部門に応募することができる。但し、併給は出来ません。

## 7. 応募に必要な書類及び記入について

願書等は事実関係を具体的に、かつ、詳細に記入してください。

### (1) 応募に必要な書類

◎印は必ず提出するもの

種類	新規奨学生	既奨学生
①奨学生願書 (様式1-2:応募者記載)	◎	—
②奨学生推薦調書 (様式2-2:推薦校記載)	◎	—
③税調査同意書 (様式3:応募者記載)	◎	◎
④令和5年1月～令和5年12月までの所得が確認できるもの (下記(2)の①参照)	◎	◎
⑤継続申請者届出書 (様式4:推薦校記載)	—	◎

【注意事項】奨学生の選考にあたり、税調査同意書をもって世帯全員の所得を確認させていただいております。未申告の方は申告が必要となります（無収入の場合含む）。申告手続きにつきましては、市民税課（電話220-2161）までお問い合わせください。

※奨学生願書につきましては、応募者本人（生徒）が記載してください。

### (2) 提出上の注意および添付書類

①奨学生願書「家族・職業・年収・年金等」欄の記入、所得等に関する証明書について  
・生計を一にする家族で収入のある方すべての2023年中（令和5年1月～令和5年12月まで）における所得を記入し、次のいずれかの書類を添付してください。

※書類は必ず2023年中の所得が分かるものが必要です。

令和5年度（令和4年中）所得証明書では受付できませんのでご注意ください。

給与所得者・・・給与所得源泉徴収票（写）

自営業者等・・・所得税確定申告書控（写）、又は市民税確定申告書控（写）

年金受給者・・・公的年金等源泉徴収票（写）

生活保護受給者・・・生活保護受給証明書

・年収額はすべて税込金額を記入してください。

### ②継続申請者リストの記入について

・既奨学生の継続受給の意思を確認し、記入してください。

③その他、「奨学生推薦調書」の記載上の注意欄を参照してください。

## 8. 採用決定について

奨学生願書、奨学生推薦調書、所得等に関する書類などを基にして金沢市育英会理事会に諮り、採否は7月上旬頃に所属学校長を通じて通知します。

## 9. その他

資金の関係で採用に限度があるため、資格要件に該当しても必ずしも採用とならないことがありますのでご了承ください。その場合、出願回数に限度はありませんから翌年度再出願してください。

また、年度末に奨学資金を受給しての感想文を提出していただきます。

\* \* \* お問い合わせ \* \* \*

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市こども未来局子育て支援課内 金沢市育英会事務局 TEL220-2285

# 令和6年度 金沢市育英会奨学生募集要項 (能登半島地震で被災された新規奨学生候補者)

## 1. 趣旨

金沢市育英会奨学資金は、高等学校に在学する生徒及び特別支援学校の高等部に在学する生徒で令和6年4月2日において20歳未満の者のうち学業が優れ又は文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度が良く、健康上就学に支障がないが、経済的理由のため就学困難な生徒に対し学資を支給することにより、有為の人材を養成して社会の福祉に寄与することを目的としています。

## 2. 奨学金の予定額

月額10,000円（給付型の奨学金です。返済の必要はありません。）

## 3. 給付の期間

原則として、令和6年4月から高等学校（特別支援学校の高等部を含む）の最短修業年限の最終月までとします。

（ただし、年度途中で転入してきた場合には、転入月からの支給となります。

また、資格要件に該当しなくなった場合は、この限りではありません。）

## 4. 募集の時期及び手続き

必要書類を各学校の指定する期限までに提出してください。なお、直接市に提出されても受理いたしませんのでご注意ください。

\* 市が各学校から募集する期間

令和6年4月10日（水）～令和6年5月15日（水）

## 5. 応募資格

- (1) 被災されたことが確認できること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する生徒で令和6年4月2日において20歳未満の者のうち、学業が優れ、生活態度がよく、健康上就学に支障がなく、奨学するにふさわしい者であること。
- (3) 奨学生本人が金沢市内に現に居所があること。
- (4) 保護者が、次の①又は②のいずれかに該当し、令和6年1月1日に災害救助法適用市町村に住所を有していた者。ただし、②の対象者は能登地域（※）から金沢市へ転入した者に限る。

※能登地域は、内灘町、津幡町、かほく市、宝達志水町、羽咋市、志賀町、中能登町、七尾市、穴水町、能登町、輪島市、珠洲市の5市7町

項目	内容	確認書類	備考
①住家の被害状況	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、全焼、半焼	り災証明書 等	金沢市内在住者を含む
②主たる生計維持者	死亡、重篤な傷病、行方不明、廃業、休業、失職	医師の診断書、税務署への廃業届 等	被災住所が能登地域の者に限る

- (5) 学資の支弁が困難であること。
- (6) 県育英会資金貸与条例による育英資金、その他の育英資金・奨学資金の貸付又は交付を受けていない者であること。ただし、「石川県教育費負担軽減奨学金」は、その他の育英資金・奨学資金に該当しないものとする。  
(特別支援教育就学奨励費も、その他の育英資金・奨学資金に該当しない。)

## 6. 応募に必要な書類について

◎印は必ず提出するもの

種類		
①奨学生願書（能登半島地震用）	（様式1）	◎
②被災されたことがわかる確認書類（写し）。確認書類の提出に時間がかかる場合は申立書	（様式2）	◎
③被災時の住所が確認できるもの（免許証等の写し）。ただし、②の確認書類でわかる場合は不要		◎
④奨学生推薦調書（能登半島地震用）	（様式3：推薦校記載）	◎

## 7. 採用決定について

7月上旬頃に所属学校長を通じて通知します。

## 8. その他

採用後、奨学生が転出する等、世帯状況の変動があった場合はすみやかにご連絡ください。  
また、年度末に奨学資金を受給しての感想文を提出していただきます。

\* \* \*お問い合わせ\* \* \*

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市こども未来局子育て支援課内 金沢市育英会事務局 TEL220-2285

# 令和6年度 金沢市育英会奨学生募集要項 (東日本大震災で被災された新規奨学生候補者)

## 1. 趣旨

金沢市育英会奨学資金は、高等学校に在学する生徒及び特別支援学校の高等部に在学する生徒で令和6年4月2日において20歳未満の者のうち学業が優れ又は文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度が良く、健康上就学に支障がないが、経済的理由のため就学困難な生徒に対し学資を支給することにより、有為の人材を養成して社会の福祉に寄与することを目的としています。

## 2. 奨学金の予定額

月額10,000円（給付型の奨学金です。返済の必要はありません。）

## 3. 給付の期間

原則として、令和6年4月から高等学校(特別支援学校の高等部を含む)の最短修業年限の最終月までとします。

(ただし、年度途中で転入してきた場合には、転入月からの支給となります。

また、資格要件に該当しなくなった場合は、この限りではありません。)

## 4. 募集の時期及び手続き

必要書類を各学校の指定する期限までに提出してください。なお、直接市に提出されても受理いたしませんのでご注意ください。

\* 市が各学校から募集する期間

令和6年4月10日(水)～令和6年5月15日(水)

## 5. 応募資格

- (1) 被災されたことが確認できること。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する生徒で令和6年4月2日において20歳未満の者のうち、学業が優れ、生活態度がよく、健康上就学に支障がなく、奨学するにふさわしい者であること。
- (3) 奨学生本人が金沢市内に現に居所があること。
- (4) 転入前の住所が以下の対象地域に該当する者であること。

### 【対象地域】

東京電力福島原発事故による帰還困難区域等に該当する地域

- (5) 学資の支弁が困難であること。
- (6) 県育英会資金貸与条例による育英資金、その他の育英資金・奨学資金の貸付又は交付を受けていない者であること。ただし、「石川県教育費負担軽減奨学金」は、その他の育英資金・奨学資金に該当しないものとする。  
(特別支援教育就学奨励費も、その他の育英資金・奨学資金に該当しない。)

## 6. 応募に必要な書類について

◎印は必ず提出するもの

種類	
①被災者であることが確認できるもの	◎
②奨学生願書（東日本大震災用）	（様式1：応募者記載）
③奨学生推薦調書（東日本大震災用）	（様式2：推薦校記載）

## 7. 採用決定について

7月上旬頃に所属校長を通じて通知します。

## 8. その他

採用後、奨学生が転出する等、世帯状況の変動があった場合はすみやかにご連絡ください。

また、年度末に奨学資金を受給しての感想文を提出していただきます。

\*\*\*お問い合わせ\*\*\*

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市こども未来局子育て支援課内 金沢市育英会事務局 TEL220-2285

# 令和6年度 小松市奨学生募集要項

小松市では、学修に意欲がありながら、経済的理由のため大学などへの修学が困難な学生に学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等を図り、未来を担う人材の限りない可能性を広げることを目的として、奨学生を募集します。

## 1 対象

大学、短期大学、専修学校（専門課程で修業年限が2年以上に限る。）に在学する学生

## 2 応募資格

次の(1)～(4)のすべての要件を満たしていること

- (1) 本人又は本人の保護者が小松市内に住所を有する者であること
- (2) 学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあること ※1
- (3) 奨学金を受けなければ修学が困難であること ※2
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他の公的機関による学資の貸付又は給与を受けていないこと ※3

※1 履修科目での学力評価ではなく、校長による「人物・成績・健康等」の推薦調書の記載による人物評価です。

※2 【収入・所得の目安（前年の収入金額が対象となります。）】

世帯人数	世帯構成	世帯総所得額 (目安)	世帯の収入額 (目安)
2人	父親(母), 子	380万円	530万円
3人	父親, 母親, 子	502万円	680万円
4人	父親, 母親, 子2人	610万円	800万円
5人	父親, 母親, 祖父(母), 子2人	705万円	900万円

■上記の所得金額はあくまで目安であり、世帯の構成・事情によって異なります。

■給与所得、公的年金所得のいずれかがある方は合計所得金額から10万円（給与所得及び公的年金所得の合計が10万円に満たない場合はその合計額）を控除し審査します。

※3 独立行政法人日本学生支援機構等との奨学金の併願申請は可能ですが、重複して借りることはできません。両方決定した場合は、どちらかを選択してください。

## 3 募集人員

6人程度

#### 4 奨学金の貸与月額

区分	貸与月額	
自宅通学	30,000円以内	左記金額を上限とし、10,000円単位で選択できます。
自宅外通学	50,000円以内	

#### 5 貸与期間

在学する大学等の正規の修業期間

#### 6 利子

無利子

#### 7 奨学金の交付

奨学金は年4回（6月、9月、12月、3月）に分けて、奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

#### 8 提出書類

学資の貸与を受けようとする方は、申請受付期間内に下記の書類をそろえて提出してください。

(1) 小松市奨学金貸与申請書（様式第1号）

(2) 小松市奨学生推薦調書（様式第2号）

令和6年4月現在において

①大学等の新入生 …出身高等学校に作成依頼

②上記以外（在学生） …在学する学校に作成依頼

(3) 本人の保護者（父及び母）等世帯全員の所得が確認できる書類

・給与所得者の場合 …令和5年分源泉徴収票の写し

・給与所得以外がある場合（自営業等）

…令和5年分確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの。電子申告の場合は、申告内容確認票に受信通知又は即時通知を添付）

・年金受給者の場合 …令和5年分源泉徴収票の写し

#### 9 申請受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年5月10日（金）

※ 郵送の場合は、5月10日（金）必着

## 10 採否の決定について

申請書、推薦調書、世帯の所得状況等を基に審査委員会に諮り、概ね6月上旬頃に結果を通知します。

## 11 採用決定後の手続について

採用者には、指定する期限までに次の書類を提出していただきます。期限までに書類の提出がない場合、奨学金の貸付を受けることはできません。

- (1) 奨学金借用証書（様式第3号）
- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 印鑑登録証明書（連帯保証人2名 各1通）※
- (4) その他必要な書類

※ 採用されたときは、連帯保証人として次の各1名が必要になります。

■保護者（父親、母親又はこれらに代わる方）

■石川県内に住民登録があり、原則65歳未満の返済能力がある成人で、地方税に滞納のない方

## 12 貸付期間中の手続きについて

貸付期間中は、毎年4月末日までに在学証明書及び成績表を提出していただきます。期日までに提出がない場合は、奨学金を辞退したものとみなし、貸与を停止します。

## 13 奨学金の停止及び廃止について

次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付が停止又は廃止となります。

- (1) 停止
  - ①休学又は長期にわたって欠席したとき
  - ②奨学生の学業、性行その他の状況により補導上必要があると認めたとき
- (2) 廃止
  - ①傷病等により、卒業の見込みがなくなったとき
  - ②奨学金を必要としなくなったとき
  - ③奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でなくなったとき
  - ④在学する大学等で処分を受け、学籍を失ったとき
  - ⑤応募資格（本要項「2応募資格」参照）の要件を欠くに至ったとき

## 14 届出の義務について

奨学生は、次のいずれかに該当したときは、直ちに届け出ていただきます。ただし、奨学生本人が事故等で届け出ることができないときは、保護者が届け出てください。

- (1) 休学、復学、転学、転部又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

## 15 奨学金の返還について

奨学金の返還は、貸与期間終了後1年据え置き、その後10年以内に、全額を月賦方式により返還していただきます。繰り上げ返還も可能です。

【例】大学（自宅外通学）で月額50,000円を借りた場合

貸付総額	返還回数	毎月の返還額	返還開始月
2,400,000円	120回 (10年)	20,000円	卒業1年後の4月より

※奨学金の返還を正当な理由なく怠った場合は、遅延利息が課せられますのでご注意ください。

※貸与を受けた本人が返還をしない場合は、連帯保証人に返還の請求をすることがあります。

## 16 奨学金の返還猶予及び免除について

災害又は傷病その他真にやむを得ない事由により奨学金の返還が困難となった場合は、申請により、一定期間返還が猶予されることがあります。

また、本人が死亡又は心身障害のため労働能力を失い、返還が困難となった場合は、申請により、返還未済額の全部又は一部が免除されることがあります。

提出書類 …奨学金返還猶予・免除申請書（様式第5号）

## 17 奨学金の一部返還免除について

若い世代の定住化を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、奨学金の返還金の一部を免除します。ただし、大学等を卒業した方に限ります。

### (1) 対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①基準日（毎年5月1日）に小松市に住民登録し、かつ居住している方
- ②小松市内の事業所等で正規職員又は所定労働時間が正規職員に準じる職員として就労している方

## (2) 返還免除額

対象者が在学中に貸付を受けた奨学生の全額を 10 年間で除して得た額の 2 分の 1 以内の額を免除します。

### 【返還免除額の計算例】

奨学生の種類		貸与月額	貸付期間	貸付金の限度額	1年あたりの返還免除(限度)額
大 学	自宅通学	30,000 円	4 年	1,440,000 円	72,000 円
	自宅外通学	50,000 円		2,400,000 円	120,000 円
	自宅通学	30,000 円	6 年	2,160,000 円	108,000 円
	自宅外通学	50,000 円		3,600,000 円	180,000 円
短期大学	自宅通学	30,000 円	2 年	720,000 円	36,000 円
	自宅外通学	50,000 円		1,200,000 円	60,000 円
専修学校	自宅通学	30,000 円	2 年	720,000 円	36,000 円
	自宅外通学	50,000 円		1,200,000 円	60,000 円
	自宅通学	30,000 円	3 年	1,080,000 円	54,000 円
	自宅外通学	50,000 円		1,800,000 円	90,000 円
	自宅通学	30,000 円	4 年	1,440,000 円	72,000 円
	自宅外通学	50,000 円		2,400,000 円	120,000 円

### (3) 申請期間及び免除方法

毎年度 7 月に申請を受け付けます。返還の免除を受けようとする方は、毎年、申請が必要です。返還免除は、年 1 回、10 月以降の返還分で免除します。

提出書類 …奨学生免除申請書（様式第 6 号）

## 18 連帯保証人への情報提供について

教育委員会は、連帯保証人からの請求に基づき、奨学生の返還状況に係る情報を当該連帯保証人に対して提供する場合があります。

### 【申請受付・問い合わせ先】

〒923-8650 小松市小馬出町 9 1 番地

小松市教育委員会事務局・学校教育課 市庁舎 6 階

TEL 0761-24-8122 FAX 0761-23-3563



## かほく市奨学資金申込要項

かほく市は、品行方正・成績優秀な学生生徒で、経済的な理由により修学が困難な方に対して、学資金を支給し有用な人材の育成を図っております。

### 1. 出願の資格、対象

- ア 保護者が、かほく市に引続き6ヶ月以上住所を有すること
- イ 高等学校及び高等専門学校に在学する生徒（4月進学者を含む）
- ウ 品行方正・成績優秀で学業成績が5段階評価で原則として3.5以上であること
- エ 経済的な理由の目安
  - (1) 現在、生活保護を受けている方
  - (2) 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯
  - (3) 保護者が災害により市民税、固定資産税の減免を受けた方
  - (4) 個人事業税が減免を受けている世帯
  - (5) 保護者が国民年金の納付を免除されている方
  - (6) 国民健康保険料を減免又は徴収の猶予を受けている方
  - (7) 同一生計に属するものが児童扶養手当の支給を受けている方
  - (8) 同一生計に属するものが就学援助費を受けている方
  - (9) 生活福祉資金による貸付けを受けている方
  - (10) その他市長が特に経済的理由により修学困難（生活保護に準ずる世帯）と認める方

### 2. 奨学金の額

かほく市の予算に定める範囲内で、月額8,000円以内を支給する。

（支給対象人数により、支給月額は8,000円以下となる場合もあります。）

### 3. 募集の期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月30日（火）まで（※必着）

### 4. 出願手続き

申請者は、下記書類記入のうえ各々指定の場所へ提出してください。

- ア かほく市奨学生出願書（※申請者、保護者それぞれ自署のこと）
  - ・願書は、かほく市内の中学校又は教育委員会、高松、七塙サービスセンターにあります。
- イ 前年の家庭の経済状況を証する書類
  - ・給与所得者は給与所得源泉徴収票(写)、その他の者は確定申告書(写)
- ウ 「高校生活の目標」と題した作文（400字程度、様式不問）
  - ・学校での目標やボランティア活動など社会貢献についての目標をお書きください。
- エ かほく市奨学生推薦調書（※申請者、保護者それぞれ自署のこと）
  - ◆ ア、イ、ウ は、かほく市教育委員会へ
  - ◆ エ は、新1年生は卒業した中学校へ、新2、3年生は在籍する高等学等校へ

### 5. 選考と決定

奨学生は、申請のあった者の家計収入、家庭の事情、学業成績などについて審査し、かほく市奨学生選考委員会にはかり決定されます。（審査により、支給対象外となる場合があります。）認定の可否は書面にて本人に6月初旬までにお知らせします。

貸付制度を除く他の奨学資金を受ける場合は、本奨学資金を受給できません。

### 6. お問い合わせ

かほく市教育委員会事務局 学校教育課（TEL 076-283-7136）

